

東日本大震災により被災した庁舎の建替えに係る
震災復興特別交付税措置について

(説明資料)

1. 被災した公共施設等を地方単独事業で復旧する場合
の対象となる地方債について 1 頁
2. 公共施設等を地方単独事業で建設する場合の対象と
なる地方債について 2 頁
3. 東日本大震災により被災した庁舎等の災害復旧等に
対する財政措置 3 頁
4. 東日本大震災により被災した施設の建替えに係る
震災復興特別交付税及び被災施設復旧関連事業債の
取扱いについて（平成25年2月22日付け事務連絡） . . 4 頁
5. 東日本大震災により被災した庁舎の建替えに係る
震災復興特別交付税の単価見直しについて（平成27年
9月14日付け事務連絡） 8 頁

被災した公共施設等を地方単独事業で復旧する場合の 対象となる地方債について

○ 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の制限）

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一～三（略）

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五（略）

○ 平成27年度地方債充当率（総務省告示）（抄）

3 災害復旧事業

一般単独災害復旧事業（公共土木施設等） 100%

※ 元利償還金の交付税措置
47.5%～85.5%（財政力補正）

公共施設等を地方単独事業で建設する場合の 対象となる地方債について

○ 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の制限）

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一～四（略）

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

○ 平成27年度地方債充当率（総務省告示）（抄）

5 一般単独事業

（1）一般

75% 【地方単独事業の場合】

※ 元利償還金の交付税措置はなし

東日本大震災により被災した庁舎等の災害復旧等に対する財政措置

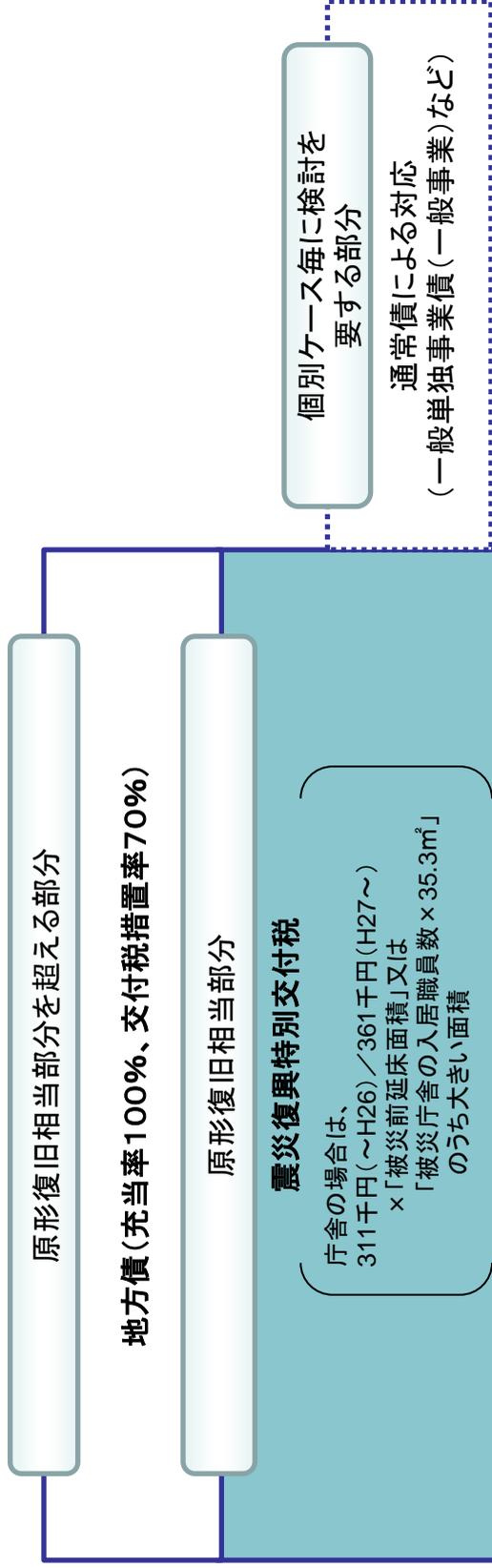
東日本大震災により被災した庁舎を地方単独事業で建て替える場合には、

- ・ 原形復旧相当部分は、震災復興特別交付税(単独災害復旧事業)の対象
- ・ 原形復旧相当部分を超える部分は、被災施設復旧関連事業債の対象(被害区分が全壊・半壊又は一部損壊に限る)

被害区分	震災復興特別交付税 (原形復旧相当部分)	地方債(原形復旧相当部分を超える部分)	
		構造物強化等※	その他(被災していない庁舎の統合等)
全壊・半壊	建替復旧に係る標準的な事業費 (庁舎の場合は、 $311\text{千円}(\sim\text{H26}) / 361\text{千円}(\text{H27}\sim)$ \times 「被災前延床面積」又は \times 「被災庁舎の入居職員数 \times 35.3㎡」 のうち大きい面積)	被災施設復旧関連事業債 (充当率:100%、交付税措置率:70%)	一般単独事業債(一般事業)等 (充当率:75%、交付税措置率:なし 等)
一部損壊	補修復旧に係る事業費	被災施設復旧関連事業債 (充当率:100%、交付税措置率:70%)	一般単独事業債(一般事業)等 (充当率:75%、交付税措置率:なし 等)
その他	補修復旧に係る事業費	一般単独事業債(一般事業)等 (充当率:75%、交付税措置率:なし 等)	

※ 構造物強化等に係る経費は、①再度災害防止のための構造物の強化に要する経費(耐震化、免震化など)、②東日本大震災を教訓とする防災機能強化に要する経費(防災センターなど)、③標準的な庁舎に具備されている施設を最低限度追加する経費(市民交流スペースなど)。

<イメージ図>



各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
東京都区政課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局財政課復興特別交付税室

東日本大震災により被災した施設の建替えに係る
震災復興特別交付税及び被災施設復旧関連事業債の取扱いについて

東日本大震災により被災した公共・公用施設のうち、建築基準法に定める建築物とおむね一致する施設（いわゆる箱物）を地方単独事業により建て替える場合については、「東日本大震災により被災した施設の建替えについて」（平成 24 年 9 月 28 日総務省自治財政局財政課復興特別交付税室事務連絡）において、原形復旧（相当）部分に係る所要額は震災復興特別交付税の対象、原形復旧（相当）部分を超える部分に係る所要額は地方債の対象とする旨通知していたところですが、本日、平成 24 年度地方債充当率を公表する件の一部を改正する件（平成 25 年総務省告示第 88 号）により、当該地方債（被災施設復旧関連事業）が追加されました。

これに伴い、震災復興特別交付税（単独災害復旧事業費）及び被災施設復旧関連事業債の取扱いを下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかに取扱いの内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 震災復興特別交付税の対象経費

原形復旧（相当）部分に係る所要額として、震災復興特別交付税の対象とする範囲は下記のとおり。

	被害区分（※1）	原形復旧（相当）部分に係る所要額の範囲
区分 1	全壊・半壊	建替え復旧に係る所要額（※2）
区分 2	一部損壊（中破程度）	補修復旧に係る所要額（※3）
区分 3	その他	補修復旧に係る所要額（※3）

（※1）「被害区分」（別添 1）により区分。

（※2）① 庁舎については、面積（被災前延床面積）×㎡当たり単価 3 1 1 千円により算出。ただし、庁舎が壊滅的な被害を受けた場合は、面積について「入居職員数×35.3㎡」と「被災前延床面積」のいずれか大きい方を使用。

- ・ 「庁舎が壊滅的な被害を受けた場合」とは、庁舎が全壊・半壊等の被害を受け、入居職員の大半が退避することとなった場合をいう。
- ・ 「入居職員数」は、被災時点における被災庁舎の入居職員のうち、地方公共団体定員管理調査（第 1 表～第 3 表）の対象となっている職員数（公営企業会計に属する職員数は除く。）とする。

- ② 庁舎以外については、原形復旧に要する経費及び再度災害を防止する目的で実施する構造物の強化に要する経費の合計額。
- (※3) 原形復旧に要する経費及び再度災害を防止する目的で実施する構造物の強化に要する経費の合計額。

2 被災施設復旧関連事業債の取扱い

(1) 対象経費

東日本大震災により被災した公共・公用施設のうち、建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）を地方単独事業により建替える場合（上記1の被害区分1及び2の場合に限る。）において、原形復旧（相当）部分を超える部分に係る所要額を対象とする。

なお、被害区分3の場合は通常債（一般単独事業債等）の対象とする。

(2) 事業区分

被災施設復旧関連事業（一般単独事業（一般事業））

(3) 充当率

100%

(4) 普通交付税措置

元利償還金の70%について、事業費補正方式により基準財政需要額に算入することとしている。

(5) 資金区分（償還期間）

地方公共団体金融機構資金（30年以内（うち据置期間5年以内））及び民間等資金

3 その他

(1) 財政措置の対象となる事業費の範囲

①庁舎の場合

(一) 原形復旧に要する経費

(二) 再度災害を防止する目的で実施する構造物の強化に要する経費（例：耐震化、免震化など）

(三) 東日本大震災を教訓として実施する防災機能強化に要する経費（例：防災センターなど）

(四) 標準的な庁舎に具備されているべき施設を必要最低限の範囲で追加する事業に要する経費（例：市民交流スペースなど）

②庁舎以外の場合

(一) 原形復旧に要する経費

(二) 再度災害を防止する目的で実施する構造物の強化に要する経費（例：耐震化、免震化など）

③公営企業に係る施設の場合

「平成24年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成24年4月13日総務副大臣通知）及び「平成24年度における東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」（平成24年4月13日総務省自治財政局公営企業課事務連絡）に基づき、適切に対応すること。

(2) 仮庁舎整備費及び用地費の取扱い

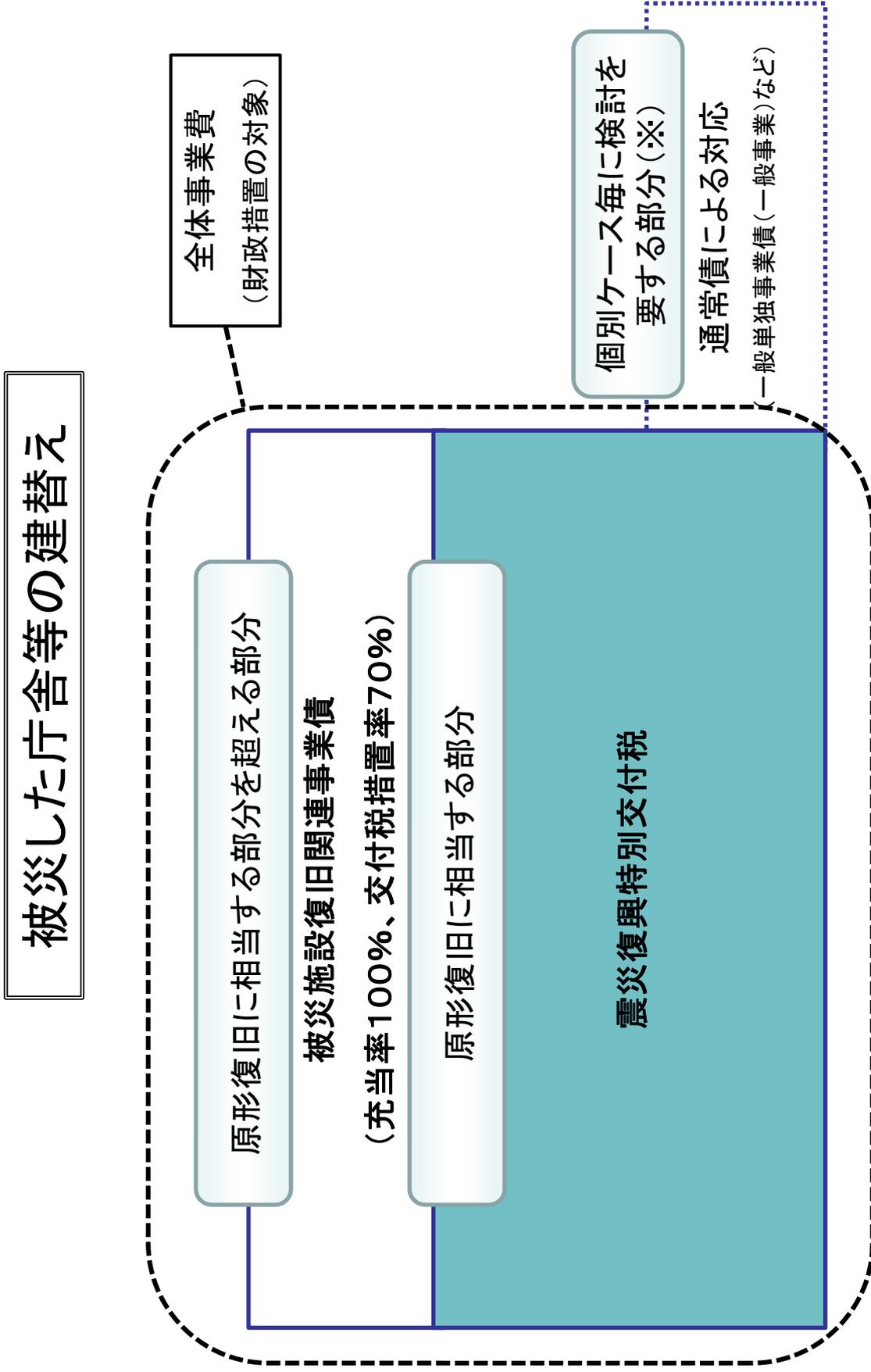
「震災復興特別交付税（単独災害復旧事業費）に係る仮庁舎整備費及び用地費

の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 31 日総務省自治財政局財政課復興特別交付税室事務連絡）（別添 2）を参照すること。

（3）解体撤去費の取扱い

- ① 一般住民の危険を回避するために必要な解体撤去は、今回の財政措置の対象ではなく、災害応急事業として震災復興特別交付税の対象としているため、対象事業費には含めないこと。
- ② 災害応急事業に該当しないが、既存建物を撤去しなければ建替えができない場合など建替えを実施するために直接必要となる解体撤去については、今回の財政措置の対象となり、対象事業費に含めること。

(参考) 被災した庁舎等の建替えに対する財政措置 (イメージ図)



(※)例えば、本庁舎の建替えを契機とした被災していない分庁舎の統合など。

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
東京都区政課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局財政課復興特別交付税室

東日本大震災により被災した庁舎の建替えに係る震災復興特別交付税の
単価見直しについて

東日本大震災により被災した庁舎（全壊・半壊に限る。）の建替えについては、
「東日本大震災により被災した施設の建替えに係る震災復興特別交付税及び被災
施設復旧関連事業債の取扱いについて」（平成 25 年 2 月 22 日総務省自治財政局
地方債課、財政課復興特別交付税室事務連絡）において、原形復旧（相当）部
分に係る所要額を震災復興特別交付税の対象とすることとし、その額は「面積（被
災前延床面積）×㎡当たり単価」により算出する旨通知しているところです。

このたび、近年の資材価格や労務費の上昇を踏まえ、㎡当たり単価を下記のと
おり見直すこととしましたのでお知らせいたします。

この旨、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかに御連絡いただきますよう
お願い申し上げます。

記

1 ㎡当たり単価の見直し

旧単価：311 千円 → 新単価：361 千円

2 新単価の適用事業

- (1) 平成 27 年度事業分から適用（平成 27 年度事業分について、平成 27 年度 9
月算定において既に計上している場合には、次回 3 月算定において所要の
調整を行うこととする）。
- (2) 平成 26 年度以前から事業に着手し、平成 27 年度以降に事業が完了するも
のについては、建替えに要した事業費（各年度に予算計上された事業費の
合計）に占める平成 26 年度以前と平成 27 年度以降の事業費の割合を算出
し、前者部分に旧単価を、後者部分に新単価を適用。

<例>

全体事業費 10 億円、平成 26 年度事業費 3 億円、平成 27 年度事業費 7 億円、
被災前延床面積 1,000 ㎡の場合、震災復興特別交付税の算出は以下のとおり。
(311 千円×1,000 ㎡×3/10) + (361 千円×1,000 ㎡×7/10) = 346 百万円